

青森地方労働審議会 第1回青森県電気機械器具製造業最低工賃専門部会議事録

1 日 時 令和8年1月19日(月) 午前10時00分～午前11時40分

2 場 所 青森合同庁舎 4階共用会議室

3 出席者

【委員】	公益委員	渋田委員	奈良委員	原委員
	家内労働者委員	秋田谷委員	阿部委員	中野委員
	委託者委員	小山田委員	菅委員	成田委員
【事務局】	上野労働基準部長	吉田賃金室長	篠原室長補佐	村山賃金係長

(事務局 室長補佐)

ただ今から第1回青森県電子機械器具製造業最低工賃専門部会を開会いたします。本日の委員の出欠状況ですが、全員出席されていることをご報告いたします。また改定審議にあたって、家内労働法第11条第1項に基づき、家内労働関係者の意見聴取に関する公示をしましたが、意見の提出はありませんでした。

さらに本日の専門部会は、青森地方労働審議会運営規則第5条により公開となっており、傍聴人の募集公示を行いました。申し込みはございませんでしたので、併せてご報告いたします。

それでは部会長、部会長代理には選出される前の進行を事務局が務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

(事務局 賃金室長)

おはようございます。今年もよろしくお願いします。賃金室の吉田でございます。

会議次第のついております資料の第1ページをご覧くださいなのですが、委員の名簿がございます。今回電気機械器具製造業最低工賃の審議に当たりまして、青森地方労働審議会の委員以外の方々にも、専門の分野から臨時委員として令和7年11月19日付で任命させていただいております。失礼かと思いますが、臨時委員の皆さまの辞令につきましては、皆さまのお席の上に置かせていただきました。これを持ちまして交付に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に委員のご紹介をさせていただきます。はじめに公益代表委員でございます。

奈良委員でございます。

原委員でございます。

渋田委員でございます。

続きまして家内労働者代表委員でございます。

中野委員でございます。

秋田谷委員でございます。

阿部委員でございます。

委託者代表委員でございます。

小山田委員でございます。

菅委員でございます。

成田委員でございます。

続きまして事務局も紹介させていただきます。

労働基準部長の上野でございます。

賃金室長補佐の篠原でございます。

賃金係長の村山でございます。

円滑な審議に努めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは続きまして労働基準部長の上野よりご挨拶を申し上げます。

(事務局 労働基準部長)

改めまして労働基準部長の上野でございます。日頃より労働基準行政の推進に多大なるご理解ご協力を賜わりまして、心より感謝申し上げます。この度は青森県電気機械器具製造業最低工賃専門部会委員に就任いただきましたこと、そして本日ご多忙にもかかわらずご出席賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて家内労働の状況についてでございますけれども、昭和45年の家内労働法制定時には全国で200万人の家内労働の方、従事をしておりましたけれども、近年は9万人程度まで減少しております。

青森県においても全国同様の減少傾向にあるものの、家内労働は今なお製造業を下支えする重要な役割を担っているものと認識をしております。

最低工賃は家内労働者の労働条件の最低基準を定めている家内労働法に規定されておりまして、ある物品につきまして一定の単位毎に工賃の最低額を決めたものであり、委託者は決められた最低工賃以上の工賃を支払わなければならないとされております。

青森県では3つの業種について最低工賃が設定されておりますけれども、今年度はそのうち電気機械器具製造業最低工賃に関してご審議をいただくこととなります。

最低工賃の審議に当たりましては、業界特有の事情というものがあると思ひます。家内労働の当事者に意見をいただきながらご審議をいただきたいと思ひます。

委員の皆さまには大変なご苦勞をお掛けすることとなりますけれども、円滑な議事運営と共に青森県の実情に即した適正な最低工賃の改正に向けて、ご尽力賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(事務局 賃金室長)

次に工賃改正諮問、部会設置についてご説明させていただきます。

青森県電気機械器具製造業最低工賃の改正につきましては、12月5日付で青森労働局

長から青森地方労働審議会会長へ諮問をさせていただきました。

それを受けましてこの度専門部会が設置されたというところでございます。専門部会委員につきましては、労働審議会会長が労働審議会の委員及び臨時委員の中から指名するという事になっておりまして、皆さまには会長名の文書で指名のお知らせをさせていただいたところでございます。

それでは最初の議題の、最低賃金専門部会の部会長の選出と部会長代理の指名に入らせていただきたいと思います。

地方労働審議会令により、部会長は公益委員の中から選出するという事になっており、また部会長代理は部会長が公益委員の中から指名するという事になってございます。

事務局といたしましては、部会長を原委員にお願いしたいと考えておりますが、ご検討くださるようお願い申し上げます。いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

(事務局 賃金室長)

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので、選出されたものとして確認をさせていただきます。

それでは部会長を原委員にお願いいたします。原部会長からご挨拶をいただき、以後議事進行につきまして、よろしくお願いいたします。

(原部会長)

おはようございます。部会長を拝命いたしました、青森中央学院大学の原と申します。本日は寒い中ご参集いただきまして、本当にありがとうございます。皆様のご協力を得ながら円滑に進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、部会長代理の指名をさせていただきますが、渋田委員お願いいたします。

それでは続きまして事務局から資料の説明をお願いいたします。

(事務局)

資料について説明をさせていただきます。資料につきましては、第2回以降も使用いたしますので、お持ち帰りにならない場合にはそのままにしていいただければ、事務局で保管し次回また準備いたします。お持ち帰りになる方につきましては、次回またお持ちいただければと思います。

はじめに最低賃金の概要等をご理解いただくために、組織について説明をいたします。次第のついている資料No.6、ページとしては20ページになりますが、そちらをご覧くださいと思います。

組織図でございますが、上の1に青森地方労働審議会、下の2に青森地方最低賃金審

議会、2つございまして、それぞれの審議会に部会がおかれております。今回審議をお願いするのは1の青森地方労働審議会の、灰色になっております最低工賃専門部会ということになります。

青森地方労働審議会でございますが、青森労働局が所管する労働行政全般について調査審議を行っていただく機関でございます。この青森地方労働審議会には、専門的な調査等を行う部会が置かれておりまして、家内労働に関するものとしては、家内労働部会というものと、最低工賃専門部会の2つがございます。

このうち最低工賃専門部会につきましては、家内労働法第21条に基づきまして、審議会が労働局長から最低工賃の改正について諮問を受けた場合に、その都度設置されるというものでございまして、具体的な最低工賃の額について調査審議を行うということになっております。

これに対しまして、その上にあります家内労働部会は、最低工賃の決定に係る事項以外の家内労働に関する事項につきまして審議をいただくための、これは常設の部会でございます。

そして最低工賃専門部会には最低工賃が設定されている3業種のものがありますが、今年度は色付きになっております、電気機械器具製造業最低工賃について審議するためにこちらの専門部会が設置されたということでございます。

専門部会委員の選出について申し上げますと、まず地方労働審議会委員は、公労使各6名、計18名で組織されております。部会が設置された場合には、この18名以外に臨時委員を置くことができるとされておりまして、臨時委員の任命は局長が行い、都合労働審議会の委員18名プラス臨時委員、今回は臨時委員4名の方をお願いしておりますが、合計で22人の中から公益代表委員、家内労働代表者委員、委託者代表委員をそれぞれ3名会長が指名して、専門部会が組織をされているということになっております。

なお臨時委員のうち関係労働者を代表する者及び関係使用者を代表する者は、各同数とするとされております。

今回は委託者代表委員、それと家内労働者代表委員それぞれ2名を臨時委員として指名させていただいたということでございます。

臨時委員でない地方労働審議会の委員であります原委員、奈良委員、洪田委員、中野委員、小山田委員には、既に地方労働審議会の委員として辞令が交付されているということです、今回それ以外の方々に委員の辞令を交付させていただいたということでございます。

次に最低工賃改正の手続きでございますが、概略の表を次の21ページに資料7として載せてございます。工賃の改正に当たりましては、労働局長が審議会に諮問し、その意見を求めるということになっております。

流れでございますが、①として青森労働局長から地方労働審議会への諮問ですが、参考資料1というのが1枚で最後についておりますが、諮問文でございます。こちら先にお知らせしましたとおり、令和7年12月5日に調査審議をお願いするという諮問をさせていただいております。

そして諮問と同時 12 月 5 日に当専門部会が設置をされたということでございます。この資料 7 の二重線で囲っている専門部会、これが本日の専門部会でございまして、諮問された事項を調査審議いただくということになっています。

調査審議をしていただいて、取りまとめの上、地方労働審議会に報告をする、という仕組みになってございます。

この報告については、青森地方労働審議会運営規程第 10 条第 1 項により、部会長が審議会の委員の場合は、専門部会の議決をもって審議会の議決とするとされてございます。原部会長は地方労働審議会の委員でございまして、当専門部会の議決が同時に審議会の議決ということになります。

次に報告、専門部会報告を受けた審議会議長は労働局長へ答申をし、労働局長が答申の要旨を公示して、異議の申出を受けるということになります。異議の申出があった場合には、再審議という手続きを取るということになります。その後官報に決定公示をいたしまして発効するという流れでございます。

以上が工賃決定までの流れの概要でございます。

引き続き繰り返しになる部分もありますが、資料の最初に戻ってご説明をさせていただきます。

1 ページを再度ご覧いただきたいと思っております。

青森県電気機械器具製造業最低工賃専門部会委員の名簿でございまして。お忙しい中ご審議いただくこととなりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に資料 No. 2 ということで、2 ページから 12 ページが家内労働法の抜粋で、資料 3 が 13 ページから 15 ページですが、地方労働審議会令という法令関係になります。

家内労働法でございまして、最低工賃や家内労働者の安全衛生などを定めているものでございまして、最低工賃につきましては、この資料の 5 ページの第 8 条において、都道府県労働局長が審議会の調査審議のもとにその意見を聞いて、最低工賃を決定することができることとされております。

また 7 ページの一番下 13 条でございまして、最低工賃の決定につきましては、最低賃金との均衡を考慮して定めなければならないものとされているところでございます。

最低工賃と似た最低賃金というのがありますけれども、こちらについては生計費、賃金、あと支払い能力、こちらがいわゆる 3 要素となっておりますが、工賃については最低賃金の均衡を考慮して定めなければならないとされているところでございます。

飛びまして 16 ページになりますけれども、青森地方労働審議会の運営規程でございまして。会議と議事録の公開、非公開につきましては、17 ページの第 5 条、第 6 条に規定されております。

また先ほどご説明させていただきましたとおり、第 10 条に部会長が審議会委員の場合には、専門部会の議決が審議会の議決になるということが規定をされております。

19 ページの資料 5 につきましては、最低工賃専門部会の運営規程でございまして。2 条に専門部会委員の人数が規定され、3 条において部会が議決を行った時には、部会長がその都度審議会議長に報告しなければならないものとされているところでございます。

22 ページの資料 8 でございます。令和 7 年 11 月現在の各都道府県別の最低工賃の決定状況でございます。都道府県別に、設定をされている最低工賃の件数、そして決定されている件名及び改正、これは公示の年度が記載をされています。

青森県は上から 2 つ目でございますが、和服縫製業、電気機械器具製造業、男子婦人既製服、この 3 種になっております。

全国的に見ますと、全く最低工賃が設定されていないのが 3 つ、石川、和歌山、山口ということになっています。多いところは埼玉、広島の 5 業種ということでございます。

福井の眼鏡とかですね、広島の毛筆、画筆とかですね、地域により特色のある工賃が設定されているものがありまして、全国で一番下でございますが 92 件の最低工賃が設定をされているということでございます。

23 ページは青森県の最低工賃の現状でございます。電気機械器具製造業、一番下になりますけれども、令和 4 年度に審議をいただき改正となって、令和 5 年 5 月 1 日から現在の最低工賃が発効しているということでございます。

和服縫製業につきましては、令和 5 年から 6 年にかけて工賃改正を検討していただきましたが、結果的に改正は見送りということになっております。その結果、最新の効力発生年月日は平成 15 年 5 月 1 日ということでございます。

また残る男子婦人既製服製造業等の最低工賃につきましては、昨年度審議していただき改正され、令和 7 年の 5 月 1 日から新しい金額が発効しているところでございます。

資料 10 でございますが、過去 10 年間の青森県の最低工賃が適用されている業種につきましては、家内労働者数の推移でございます。家内労働者数は減少傾向にございますが、電気機械器具製造業を見ますと、前回工賃の改正審議をお願いした令和 4 年度、これが 189 名いたのですけれども、令和 7 年には 91 人ということで、家内労働従事者数は 98 人減少しております。

特に 6 年から 7 年で、大きく 70 人程減っておりますけど、この原因というのは分からないところでございます。

資料 11 でございますが、25 ページですね。電気機械器具製造業の最低工賃の現在における品目、金額等でございます。

続いて資料 12 は作業形態の説明図でございます。また写真の資料がございます。2 枚つづりですね、絵よりもちょっとわかりやすいかなということでございます。

こちらの写真につきましては、以前に委員から提供いただいたものでございますが、委員限りの取扱いにしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

品目でございますが、シールド線、コネクター、アルミ電解コンデンサーの 3 つで、ここにあります工程、規格、金額、金額につきましては、100 単位で設定をされております。この説明図とか写真に意見や補足等ございましたら、特に専門の臨時委員からご指摘いただければありがたいと思ひます。

最初がシールド線でございますが、物によって色々あるのだと思ひますけれども、このシールド線をよじって、芯線をむきだしてはんだ付けをするというような作業になっているということでございます。

次にコネクタでございます。1端子毎に挿すもの、連続端子となっているものに分かれてございます。1端子毎に挿すものは1本1本のピンを挿していくというイメージで、この絵と写真をご覧いただければと思います。

次に連続端子となっているものとは、複数のピンがついたくし型の部品をインシュレーターに挿したあと、上の部分を折り取るという作業でございます。こちらは絵よりも写真の方がちょっと分かりやすいかなと思います。

ギャザリングと書いてあるコネクタ挿し Dsub 仮挿入という写真ですね、ピンが4つぐらいついているものを挿して上の部分の丸い穴がついているバリみたいなのを折り取って、これを何回かやって完成させるというような作業ということでございます。

最後のアルミ電解コンデンサーにつきましては、外観検査ということで、テーピング状になったものを連続的に検査していくものと、バラ状になっているものを見やすいように整理して検査をしていくというものでございます。

次に資料13の27ページから29ページですが、過去3回の専門部会の概要であります。これらは参考にさせていただければと思います。例年それぞれ2回開催をされ、第1回目で品目等の審議、第2回目では金額の審議をしております。

概要にございますけれども、3回とも基本的には一緒ですね。第1回目は品目、工程、規格、標準能率については、見直しはしないということで、第2回の専門部会では金額審議が行われて、青森県最低賃金の引上げ率に準じて改正をするということで、過去3回、令和4年度、令和2年度、平成28年度は改正が行われてきているということでございます。

続きまして資料14、30ページでございますけれども、平成13年から現在まで本県の電気機械器具製造業最低工賃の推移でございます。

平成15年度にトランスが廃止されて、そこから現行のコネクタ、シールド線、電解コンデンサーの3品目になっているということでございます。

31ページの資料15でございますが、引上げ率について最低工賃と地域別最賃、産業別最低賃金を同じ期間と対比させた表でございます。参考にさせていただきたいと思っております。

この一番上の1、最低工賃の推移のところの引上げ率というのを見ていただきますと、全ての品目、工程、規格とも、毎回同じ率となっております。この率は下の2にあります青森県最低賃金の期間引上げ率と同率ということになっています。

少なくとも直近5回の改正では、先ほどご覧いただいた家内労働法13条の趣旨を尊重して、青森県最低賃金の期間引上げ率と同じ率で引上げられてきたということでございます。

またこの最低工賃の推移のところの8時間当たりの標準能率という記載がございます。これにつきまして若干説明をさせていただきます。標準能率でございますが、一般的には標準的な作業条件の下で、標準的な作業速度を持って作業した時の能率、個数とか出来高になるわけですが、最低工賃の決定に際して審議上必要とする標準能率というのは、標準的な作業員よりも少し能力が低位とされております初級熟練者が標準

的な作業条件の下で、標準的な作業速度を持って作業した時の能率ということにされております。

標準工賃でなく、最低工賃なので、標準者よりも少し低いところの作業者の能率ということでございます。

この表では平成 22 年以降、調べましたところ少なくともここ 20 年位は標準能率の数字に変更はないということでございます。標準能率の決定の方法につきましては、それぞれ該当する工程について、まず当該最低工賃が適用される家内労働者全体の作業量分布、あと経験年数分布、これを把握する、次いで初級熟練者の範囲を決め、最後にこの初級熟練者が最初に把握した作業量分布について、どこらへんの位置に当たるのかということを決める、この位置というのは先ほど申し上げたように、初級熟練者ということなので、平均や中位数よりもやや低い数字に設定されるのが普通だということにされているということでございますけれども、最低工賃が設定されている作業に従事する家内労働者数が、年々減少していることから、今お話しさせていただいた方法での標準能率の決定というのは、年々困難になってきているということでございます。

ただ、その工程の作業方法が例えば機械化、今まで手作業だったのが、今度機械でやるようになりました、というようなことで変わることが無い限り、初級熟練者の作業量そのものというのは、そんなに変わることはないのかと考えられます。

現在では家内労働者数が少なく、今決まっている標準能率の妥当性というものもなかなか判断することは難しいということでございますけれども、一定程度の家内労働者がいたと思われる時代に、専門部会で決定された今の標準能率というのは、一定の妥当性はあるのではと考えているところでございます。

標準能率から計算をした 8 時間の換算額でございますが、これを見ますと一番低いのが 4,891 円から、高いもので 6,378 円となっております。

なお、青森県最低賃金 1,029 円の 8 時間にしますと、8,232 円ということでございます。

続きまして資料 16 でございますが、本県で最低工賃が設定をされている業務の他の都道府県の金額をまとめたものでございます。ただ規格とかを見ますと、各県それぞれ異なっている部分もございます。特にこのコネクターの挿しですね、青森県はコンタクトをインシュレーターに挿しこむことをいう、コネクター挿しでございますけれども、他都道府県のホームページ等で確認したところ、青森以外はコネクターにリード線等を挿しこむ作業で、青森みたいにピンを挿しこむ作業ではございません。それぞれの作業について、この説明について 1 枚のコネクター挿しについて、という資料を、これも委員限りということで入れさせていただきました。

他局についてはこういうコネクターにリード線とかを挿しこむ作業が、コネクター挿しという作業で、青森県については先ほどもご覧いただいたように、このコネクターにピンを挿していくという作業で、作業そのものが違うということでございます。金額について青森と他県を比較、参考にしていただくのはいいのですけれども、このコネクターについては作業がかなり違っているということをご理解いただければと思います。

次に別冊の資料1をご覧くださいと思います。こちらは青森県電気機械器具製造業最低工賃実態調査結果の資料でございます。この資料の5ページをご覧くださいと思います。

委託者調査結果でございます。昨年10月に県内の15委託者に対しまして、通信調査により実態調査を行った結果でございます。提出率は93.3%ということになっておりますけれども、15のうち1事業所については廃止ということでもございましたので、実質的には全ての委託者から回答をいただいたということでもございます。

一方家内労働者に対しましては、この資料8ページの一番上になりますけれども、家内労働者91人のうち、62人の方に調査をお願いして、37人の方から回答をいただいたということでもございます。提出率につきましては59.7%ということでもございます。

それでは5ページに戻りまして、かいつまんで説明をいたします。5ページの2、事業者の規模ですが、もっとも多かったのは労働者が50から99人の事業所ということでもございますが、突出して高いというわけではなく、小規模からある程度の中規模ぐらいまで、平均して分布しているということでもございます。

3につきましては、実際その委託者の事業所で働いている、これ労働者の方の一番低い賃金額が幾らかということでもございますけれども、当時最賃は953円でしたので、当然この949円より下はないわけですが、950から999円という回答が57.1%で、1,000円以上が42.9%ということでもございます。

最賃が953円ですので、本当は950から999を一番左において、1,000円以上を細かく刻めばよかったと作ってから気が付きました。次回からここは留意したいと考えております。

次に6ページの項目6でもございますが、委託する理由でもございますけれども、2つ迄の選択回答でもございますが、人手不足を補う、人件費経費削減という回答が合わせて7割近くになっているということでもございます。

項目8でもございますが、今後の家内労働の委託量ですが、変わらないという見方が57%で、減少するという見方が42.9%ということでもございまして、増加する見通しの委託者はなかったということです。

次に9番ですが、今の工賃単価いつ決めましたかということでもございますけれども、令和7年に決定したところが一番多くなっていると、最低工賃は3年に1回の改正ですけれども、昨今の状況から、それぞれの委託者、事業所において、最低工賃が変わらなくても、工賃を改定するということもあるということです。しかしながら、長く変わっていない委託者もいる、これは当然最低工賃が設定されていないお仕事についての部分だとは思いますが、そういうところもあるということでもございます。

7ページの項目13でもございます。今後の工賃改定の際に考慮することということでもございますけれども、最低工賃額あるいは受注単価、労働者の賃金、こういう順番になっているということです。

8ページからは家内労働者からの回答でもございます。性別年代でもございますが50代以上の女性が多い回答ということでもございます。男性の方が3人、女性の方が33人という

こととございます。経験年数を見ますと5年以上が多くなっているということとございます。

9ページをご覧くださいますと、項目6ですと作業日数、月の作業日数ですけれども、これ9月について聞いたものでございますが、16から20日仕事をしましたという方が35%で、次いで20から25日、更には11から15日ということで、10日から25日ぐらい作業されている方が多いということとございます。

その下の1日の平均作業時間についてですが、これはかなり広く2時間以上から8時間ぐらいまでに広く分布しているという状況とございます。

月収額を見ますと5万円未満までのところに広く分布しているということであるかと思えます。

10ページの設問9でございますが、1時間当たりの収入について聞いたものでございます。これは前のページの作業日数1日平均時間を月収額から計算をしたものでございますけれども、大体200円から800円ぐらいのところでも広く分布をしているということとございます。

仕事量については変わらないと、増えたが多くなっているということとございます。単価については変わらない、上がったが多いということで、最初に家内労働者数が減ったということは申し上げましたけれども、今回の調査では仕事量は増えたという方が多くなっている、これは臨時的に仕事が増えたということか、そこまでは把握しかねておりますけれども、仕事量そのものは1年前と比較して増えたという方が一番多くなっているという状況とございます。

11ページの項目14ですが、意見要望をまとめたものということとございます。主な内容でございますが、下の表でございますが、工賃をアップして欲しい、あるいは安定した仕事量をいただきたいという意見がございました。

次に12ページから14ページでございますが、委託者がどのような品目を委託しているか、青森県で最低工賃が設定されている品目と、それ以外に分けてみたものでございます。

最初の2つ、コネクターとコンデンサーというのが、最低工賃が設定されている品目になります。最低工賃が設定されている品目として、シールド線もあるわけですが、今回の調査では委託している方がいなかったということとございます。このため資料には記載がないということです。過去2回を見てもみますと、シールド線については令和2年には18名、令和4年には4名の方に委託をされておりました。ですから18、4、0という推移になっております。

最低工賃が設定されている、シールド線のよじり、はんだ付けを行っている方も当然いないわけですが、こちらについては令和2年、令和4年の調査は共に2名ということとございます。

シールド線の全体では18名、4名、0名でしたけれども、よじり、はんだ付けについては2名、2名、0名という推移とございます。

次に12ページのコネクターでございますが、全部で37の方に委託をしております

た。この数字、令和2年は25名、令和4年は36名ということでございます。またこの中で最低工賃が設定されている工程を見ますと、1端子毎の挿しをやっている方が4名、連続端子の方は1名ということでございます。

過去の調査では1端子毎の挿しにつきましては、2年、4年とも2名で今回は4名ということです。連続端子につきましては、令和2年は6名、令和4年は0名で今回は1名ということでございます。

コンデンサーについてですが、合計で5名の方に比較をされていて、工程を見ますと全員が外観検査でございましたので、最低工賃が設定されている工程も5名ということになります。過去の調査ではコンデンサー全体を見ますと、令和2年が11名、令和4年が1名で今年は5名で、うち外観検査は令和2年が8名、令和4年は0名で今回令和7年が5名という推移でございます。

まとめますと、最低工賃が設定されている仕事をされている家内労働者につきましては、シールド線が0、コネクタが5、コンデンサーが5ということで10名ということです。令和2年の調査では18名、令和4年の調査では4名ということです。18、4、10という推移でございます。

14 ページにはこの最低工賃が設定をされていない品目について記載をしておりますが、多彩な品目が上がっているということでございます。

15 ページから 19 ページは家内労働者に聞いた同様の集計でございます。説明は省略いたします。

20 ページ以降でございますが、これは家内実態調査の要綱と調査票でございますので、説明は省略いたします。

続きまして別冊資料の2でございます。電気関係で最低工賃を設定している全国のものでございます。これは発効年の古い順から並べてございます。めくりますと最初に大分県が出ておりますけれども、こちらは今の工賃の発効が平成12年ということで、大体25年ぐらい改正がないというものでございます。

順番にいて、一番最近改正になったというのが最後のページの茨城県ということでございます。

ここで、令和7年に改正されているものについて調べてみたので説明をさせていただきます。まず最後25ページの茨城県でございますけれども、発効年月日が令和7年6月1日ですが、この前の発効日が令和4年11月1日ということで、3年振りに改正されたと、平均の引上げ率が14.06325%ということでございます。ホームページに議事録とか議事要旨があって、それらを見たのですが、根拠については書いていなかった、改定額の記載のみでした。ただ同期間の茨城県の県最低賃金の上げ幅が14.33なので、多分地賃に準拠して上げたのだらうと推測されるところでございます。

その前のページ24ページが東京都でございますが、こちらについて発効日令和7年8月2日ですが、その前が令和4年12月24日でございます。こちらの平均の上げ率というのが8.861%でございます。これ2年分ですけども、東京の最賃が8.49%上がっているの、これも大体地賃に準じて上げたのではないかとということでございます。

令和7年については、8月2日なので昨年度の最賃を基準として、前回の令和4年は12月24日なので、もしかしたら8月9月あたりに最賃が出ているということで、年度がずれて2年分ということになっているようです。

23 ページは群馬県でございますが、ここは最新の発効日が令和7年7月17日となっておりますけれども、その前の改正が平成25年ということなので、12年振りぐらいに改正になったということです。これは平均の引上げ率が5.877ですけれども、記録等を見ると一律5.99%上げましょうということになって決まったようでございます。

その前の22 ページ宮城県でございますけれども、最新の発効は令和7年6月21日、その前の発効日が令和4年4月15日ということで、これ3年振りの改正ということで、これについては単純に平均を出しますと14.636%の上昇になっておりますけれども、議事録等とかを見ますと、これは県最賃の引上げ率の14.07%を上げるということで決まっているということでございます。

その前の21 ページ岩手県でございます。こちらについては最新の発効日が令和7年6月1日ですけれども、その前が令和3年6月1日ということで4年振りの改正になっている。平均の上げ率が2.6035%ということございまして、これ議事録とかを見ると、1時間当たりの収入額の目安を出して、それに今の工賃が合うように上げるなどとしたということでございます。

その前の20 ページ埼玉県でございますが、こちらはですね令和7年5月10日に改正になっておりますけれども、その前の改正が平成18年9月20日ということで、約20年振りに引上げになったということで、引上げ率は25.474%になっております。議事録とかを見ると、これはお互い歩み寄って25%上げましょうということになったようございます。

その前の19 ページ鹿児島県でございますけれども、これは令和7年4月3日ですけれども、その前が令和4年に変わって3年振りに変わったということです。上げ幅が16%ということございまして、これは議事録を見ると労使で歩み寄って最終的に16%ということになったということございまして。

最後が18 ページで岡山県でございますが、最新の発効日が令和7年3月3日、その前の発効日が令和4年7月1日ということございまして、平均の上げ幅が14.7965%、これは議事録を見ますと、これは県最賃に準じて上げるということになって、そのように上がったということでございます。

以上が令和7年に改正になった都県の状況でございますので、今後の金額審議の参考にさせていただければと思います。

資料の3、4につきましては、厚生労働省が作成した家内労働法の概要、しおりというもので、毎年配布しているものがございます。

32 ページに全国の家内労働者数、委託者数の年別推移が載っておりますけれども、部長の挨拶にもございましたが、減っているということで、昭和45年に1,811,200人いた家内労働者が、令和6年には88,332人、約4.9%までに減少をしているということでございます。委託者も同様に減少しているということでございます。

別冊資料4は青森県内の現状でございまして、4ページに同様な年別の推移を載せてございます。全国同様減少傾向にありまして、一番多かったのは昭和63年の、この表で見るとですね13,200人、家内労働者数で見ますと11,200人、令和7年には687人とこれも63年の5.2%までに減少しているということでございます。

かなり長くなりましたけれども、資料の説明については以上でございます。

(原部会長)

ありがとうございました。今の事務局からのご説明に対して、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(小山田委員)

色々説明いただきまして、ありがとうございました。他県の状況も参考にさせていただきたいと思います。

その中で、いただいた資料を見ますと、今までの青森県あるいは他県でも、いわゆる地域別最賃に準拠した形で最低工賃を見直ししてきているケースが多いのかな、青森県の場合はたぶんいただいたデータでは全て地域別最賃のその間の引上げ率で決まっているということで資料の説明いただいたかと思います。

それでちょっと気になったのは、その前の資料で、家内労働法、資料No.9、その7ページのところに最低工賃額等というふうな、第13条でございますけれども、記載ございまして、ちょっとこの読みといいますか、受け止めがちょっとよく分からなかったんですけれども、この第13条で最低工賃は当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一または類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡というふうなこと、ここだけ読むとなんか青森県は電気の産業別最賃がありますので、そちらの方に準拠するのかなというふうな読み取り方したんですけれども、実際は地域別最賃の方の%に準じている。

(事務局 賃金室長)

そうですね、これはたぶん産業別最賃の適用除外業務である簡易な業務をやっている方が家内労働者に多いのだろうということだと思います。電気機械器具製造業で働いている方の中でも、本県の産別最賃の適用除外業務、電気のもので、これを見ると「部分品・機器等の組立てまたは加工業務のうち、小型電動工具または手工具を用いて行うかしめ、ばり取り、巻線、穴あけ、部分品の取り付け、または小型機器の簡易な操作に主として従事する労働者」というのは、適用除外業務ということになっていて、県最賃が適用される、家内労働をやっている方というのは、労働者としてみた場合こちらの業務をやっている方が多いんじゃないかということで、地賃の方の引上げに準拠しているんじゃないかと考えられます。

(小山田委員)

分かりました。この13条にはこう書いてあるけれども、青森県の電気の最賃というのが、そういう整理の仕方をされているので、そこには適用されない方々の最低工賃を決める場面なので。

(事務局 賃金室長)

これまでの経緯というのを全て理解しているわけではないのですけれども。

(小山田委員)

いわゆる地域別最賃を適用するのが妥当じゃないかということがこれまでのそういうことで決まってきた。

(事務局 賃金室長)

産別の適用除外業務をやっている仕事が家内労働者には多いのではないかという認識なのかなと。ただ、委員おっしゃるとおりですね、法に同一又は類似の業務と書いてあるわけですね、電気機械器具製造業最低工賃は、産業別最低賃金に準じるべきじゃないかというご意見があるのは理解できると思います。

(事務局 労働基準部長)

「同一の地域において類似の」というふうに13条に書いてありますので、委員御指摘のような考え方もあると思いますが、基本、特賃の適用がない労働者の作業と考えると、今までの整理で、地域別最賃との均衡を取ること自体は、法律の趣旨に何ら反するものではないと考えています。

(事務局 賃金室長)

類似の業務というところが地賃なのか、特賃なのかというところで家内労働に出している作業というのは、どちらかというとはほぼ特賃が適用になる基幹業務というよりは、いわゆる軽作業、適用除外の軽作業をやっている方がメインじゃないかなと、全員そうなのかとは分からないですけれども、そういう整理でこれまではされてきたのではないかと理解をしているところであります。ただ、ここは委員の方が、そうじゃないということであればそういう議論はしていただくのは全然構いません。

地賃に準じなくちゃダメとか、特賃に準拠ではいけないということはないということをご理解いただきたいと思います。

(小山田委員)

もう1点ですね、従事する全体の人数は最低工賃適用になる方、減少しているんですけども、おひとり当たりで見ると、仕事量が減っているわけではないというふうなことなど、これって従事される方の例えば高齢化とか、ここで減ってくる中で一定の最低工賃の対象業務があるので、結果的におひとり当たりの取り扱いとか増えているという見

方にしてよろしいのでしょうか。

(事務局 賃金室長)

私も調査見てですね、去年より増えているというのが一番多くなっているというのがちょっとびっくりした。人数が減っているので、ひとり当たりの作業量も減っているのかと思っておりましたが、今回調査したらこういうことになっていたということでございます。

(事務局 労働基準部長)

家内労働者も年々減ってきていますが、その供給の減り幅、例えば、高齢化でその業務に従事しなくなったことにより、家内労働者の供給量の減り幅が多くなった場合には、発注量が同程度だったとしても、当然おっしゃるように1人の負担というのは多くなるということはある話だと思います。

(小山田委員)

この業務そのものが取り扱いの量が最低工賃に限らず波の大きい業界ですので、そういうのも調査するタイミングによって違うのかなど。

(事務局 労働基準部長)

年ごとでの家内労働者の供給、発注の量のバランスなんだと思います。家内労働者を供給する側と業務の発注側の量の関係で、それぞれの減り幅の勾配というか、たとえ、両方減っていたとしても、供給側の減り幅の方が大きければ、家内労働者1人1人が受ける量について増えたと感じることはあろうかと思っています。

(事務局 賃金室長)

ちなみに前回の調査の同じところを見ると、変わらないが5割以上で、増えたが2割、減ったは17%なので、基本変わらないという方が多かったと思うのですが、今回は変わらないと増えたがそれぞれ半々ぐらいになっていて、減ったというのは非常に少ないということでした。今年の受注の状況が、今年の夏は多かったが、年でならずとそこまではない、だから全体としては減っているけれども、たまたまシーズ的にこの時期は仕事量が多かったのでは、ということはおそらくあるのかもしれないです。

また先ほど、例えばシールド線は誰もやっていませんと説明しましたが、それは調査した時はやっていないというだけの話で、今後はやることもあるかもしれないですね、0だからいらないだろうとかの話とも、すぐ結びつくって話ではないんだろうと思いますので、それで過去3回の状況も先ほど説明させていただきましたけど、そこらへんも踏まえてですね、今後の審議にさせていただければと思っているところでございます。

(原部会長)

ありがとうございます。他によろしいでしょうか。

(中野委員)

1点だけ事務局に確認なんですけれども、この資料1の実態調査の関係ですけれども、概況調査の実況のその日にちは10月現在。

(事務局 賃金室長)

10月の中旬ぐらいに出したものです。

(中野委員)

いつ時点のものか。

(事務局 賃金室長)

基本的には9月の状況を回答いただいているということです。

(秋田谷委員)

あと2点だけ確認なんですけれども。前回の電気機械器具製造業最低賃金が2年で改訂されていたよう、ちょっと資料どこで見たか忘れたんですけれども。大体基本的に3年でやってきたものが。

(事務局 賃金室長)

令和元年に、本省の指示で実態調査を止めろという指示がありまして、その調査ができなかったため本来だったら令和元年に改正する予定だったんですけれども、改正ができなくて、令和2年に繰り延べになった、だから令和2年の前が平成28年でそこで間隔が4年になっています。4年、2年、今回もとに戻って3年。

(秋田谷委員)

今回とは別なんですけれども、男子既製服婦人服の最低工賃を見ると私発言したんですけれども、最低賃金の上げ幅とか結構大きいものですから、3年ではなくて2年とか、ある程度その間隔、スパンを短めにして改正した方がいいんじゃないかと。

(事務局 賃金室長)

それにつきましては、昨年もお話させていただいたかと思いますが、本省の方から指示があって、これまで3カ年計画で改正をなさないと指示があって、それでやってきたんですけれども、今の第15次の計画は、3年周期じゃなくて2年を原則になさいということになっているので、第15次の計画というのは、今年度令和7年度から9年度なんですけれども、実質は2年計画になっているので、今年度電気、来年度は和服と

既製服、令和9年度はまた電気になっています。

ですから今の状況ですと、次は令和10年度じゃなくて9年度に電気また改正の計画になっているということでございます。委員ご指摘の認識が厚生労働本省の中もあるのかなということも。

(秋田谷委員)

ちなみに和服も一応計画としてはあると。

(事務局 賃金室長)

ありますが、ただ前回は改正にならなかったということから、どういうふうにしたらいいいのかというのは、それは来年度の夏以降ですね、またご意見を伺いながら、方向性を決めていきたいなど。一応改正の計画にはなっています。

(秋田谷委員)

ありがとうございます。

(原部会長)

他よろしいでしょうか。

続まして今後の審議の進め方についてお諮りしたいと思います。ただ今事務局から前回の審議経過についてご説明がありましたが、事務局としてはこうした過去の経緯を踏まえて、専門部会は本日を含め2回開催して結論をいただきたいとの意向のようです。

今後の審議の進め方について、何かご意見ありますでしょうか。過去の経緯を踏まえますと、本日は品目、工程、規格、それから標準能率の見直しの要否について、全般的に検討していただきまして、決定は2回目の専門部会の冒頭に行いまして、その後にもし改訂するとしたら金額審議に入るということでよろしいでしょうか。

(秋田谷委員)

一応予備日もあったようですので、基本的にはその2回で、2回の中で必要であれば予備日を活用するということがよろしいかと思えます。

(原部会長)

ありがとうございます。それでは、本日は品目、工程、規格、標準能率の見直しの要否について検討していただくと、2回目の専門部会の冒頭でその決定を行って、その後ただちに金額審議に入るということにしたいと思います。

ではまず品目の見直しの要否の検討に入りたいと思いますが、品目の見直しについて何かご意見ございませんか。

(秋田谷委員)

会長、基本的には成田委員の方でこの3つの工程で、基本的には大体カバーできるのかということ、ちょっとご意見伺いながら、その後の進め方について確認できればというふうに思いますが。

(成田委員)

私どもの方ではですね、コネクタ挿しの、Dsubの仮挿入というこの委員限定の資料の一番後ろ、こちらの方をやっております。

今はですね、最低工賃をかなり上回って出してはおりまして、今後もですね、またどういう話しになるかわかりませんが、対応していくということになっております。

作業側の方からも、色々と意見を聞く中ではですね、特段トラブルもなく現在は進めております。

あとその他のシールドの方とか、ちょっとそちらの方は分かりかねますので、申し訳ございません。

(中野委員)

先ほどの実態調査の中身の中で、結構受注量が増えてきていますねというところもあってですね、色々その要因は確実なものとは言っていないんですけども、人手不足だとかですね、そういったものもあって外だししないとなかなかちょっと大変だなというところも、背景の中にはあるのかなと感じたんですけども、一方ではこの品目が、逆にいえば本当はこの品目も家内労働でやってもらわないとちょっと厳しくなっているなということだとかですね、そういった新たな供給というかですね、そういったことも要因としてあるのかなどうなのかなということなんですけれども、現状はこの3品目を中心でよろしいんじゃないのかなというところがあるのかどうなのかという、なかなかもうちょっと逆にちょっとお聞きしたかったなと思ってですね。

(成田委員)

細かくいえばどこまで細かくするのは別としましても、大枠といたしましては、私これでよろしいかなとは思っています。個人的に言えば。

(中野委員)

ありがとうございます。

(原部会長)

他によろしいでしょうか。色々ご意見いただきましたが、今のところ、見直し、廃止、新設ということは特に必要とせず、いずれも現行のままということで、ご異議ありませんでしょうか。それでは品目につきましては、現行のままといたしまして、最終的な決定は次回の専門部会とします。次に工程面についての検討に入りたいと思います。全て

の品目の工程に関する見直しの要否について、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

(秋田谷委員)

工程についても、基本的には見直しの必要はないんじゃないかなと、先ほどシールド線の関係はなんかないというようなお話がありましたけれども、また復活する可能性もありますので、このままで進めてもいいのかなというふうに感じておりますので、使用者側の方でどう思うかというところをお聞かせいただければと。

(原部会長)

いかがでしょう。

(菅委員)

実際その調査時点ではシールド線の方は従事している人がいないということでしたけど、先ほど秋田委員がおっしゃったように、またそれは一時的なものということも考えられるので、これも残しておく。

(原部会長)

ありがとうございます。

(小山田委員)

今のお話の流れの中なんですけど、調査しても実際やっていることがたまたま調査時点ではなかったということなんですけれども、一般的に作業としてはこういう産業はこれまでも今後あり得るという理解でよろしいですか。

(事務局 労働基準部長)

それは一般論としてはあります。あるけれども、今回の調査では結果的になかったということなので、この作業自体が全くなかったということではない。そこまで委員の認識のとおりで結構だと思います。

(小山田委員)

そこ大事なところですので、調査時点のお話ではなくて、作業としてこういう工程そのものが。

(事務局 賃金室長)

未来永劫このシールド線のよじり等の作業が行われないという認識は、事務局では持っておりません。

(原部会長)

特に見直し等々のご意見がないようなので、工程についても現行のままということでもよろしいでしょうか。

(異論なしの声あり)

(原部会長)

ありがとうございます。次に規格について検討したいと思います。全ての品目の規格に関して、ご意見のある方お願いいたします。成田委員どうですか。

(成田委員)

規格、よろしいかなど、色々ちょっと複雑な部分はあるんですけども、私はよろしいかなとは思っています。

(秋田谷委員)

異論ございません。

(原部会長)

規格につきましても、特に見直し等のご意見がないようですので、現行のままとすることといたします。次いで標準能率について検討いたしますが、吉田室長、先ほどご説明いただいた標準能率の一覧表ですが。

(事務局 賃金室長)

標準能率については、この資料の 10、31 ページでございます。

(原部会長)

この標準能率につきまして、先ほど吉田室長から説明をいただきましたが、この標準能率について何かご意見ございませんでしょうか。

(菅委員)

先ほど室長さんから説明があったように、初級熟練者を対象としているということなので、実際は熟練によってどんどんどんどん能率が上がっていくんでしょうけども、あくまでも初級熟練者を対象にした考えであるということなのであれば、時代の変遷があったとしても、そこはある程度変わらないだろうということだと思われまますので、このままでよろしいのかなと思います。

(原部会長)

ありがとうございます。労働側の委員の方がいかがでしょうか。

(中野委員)

今の使用者側委員のところに関連付けてなんですけども、おっしゃるとおりかなというふうに答えておりました。その調査段階の中で、その今の比率というか、ある程度均衡をとってその標準の率を出しているという認識でよろしかったですよ。

分かりやすくいうと、標準能率がある程度高い初級というよりは中堅あるいは上級者の割合が高いというわけでもなくて、ある程度初級者とその全体的なバランス的に、そのところの平均値というところで見ているということ。

(事務局 賃金室長)

当時はそうだったろうと。今では対象の家内労働者が5人とかしかいないんですね。その作業量と人数をプロットするといってもですね、しかも初級熟練者がいない。5年以上やっている人しかいません、なんていう工程ですと、今の標準能率の妥当性すら検討というのが現実的には難しいのかなと、過去、この仕事は50人やっています、とかいう時だったら、初級熟練者はこのぐらいの数やれるよねっていうのは出せたんでしょうけれども。今はそこら辺の検討すら困難で、菅委員がおっしゃったように、個々の労働者の熟練度は当然上がっていくとは思うのですけれども、あくまでも定義は初級熟練者の能率ということなので、Aさんができるようになりましたという話じゃない。標準能率を毎回検討しているところもあるようなのですが、そういうところはうちよりは多分人数は多いのかとかですね、なかなか1人とかだったらちょっと標準能率を出しようもないのかなという、個人的には資料を作っても、そんな感じで見えています。

ただ最初にも申し上げたとおり、人が一杯いたときに作った今の標準能率というのは、一定の妥当性というのはあるのかなと。それはおかしいでしょうという数字でもないのかと考えておりますので、そのあたりも参考にご検討いただければと思います。

(中野委員)

ありがとうございます。ある意味サンプル数が非常に多かった時ということなので、今のお話からすれば、逆にその標準能率を割り出していくとなると、なかなか当時のところとだいぶ不都合が出てくる可能性もあるのかなというふうにも感じましたので、作業内容そのもの自体も、また先ほどありましたとおり、そんな複雑な作業の工程ということでもないでしょうから、受け止めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(原部会長)

ありがとうございます。

(事務局 労働基準部長)

何か方法が変わったとか、状況の変化があれば、この場で意見を出していただいて結

構ですし、事務局の認識としては今申し上げたとおりということでございます。

(秋田谷委員)

年齢のところ見ると、50代が一番多くて、年齢と共に能率も上がるとは限りませんので、大体妥当な数字にはなるのかなという、言い方まずかったですいませんけど。

(事務局 賃金室長)

成田委員、最近家内労働に新たに入る人っていうのはいるのですか。

(成田委員)

いませんね。やはり先ほど事務局からあったとおり、少なくなる一方なんですよ。逆に今私も少人数でやっていますけれども、4、5年前でしたら2桁の人数いたんですけど、今はもう特にこちらの方からお仕事がないよとか、そういうことじゃなくてですね、やはり引退されていく方の方が多くてですね、現在はそういう現状です。

(事務局 賃金室長)

やはりお年を召してきて、もうちょっとという。

(成田委員)

そうですね。現役でやられている、うちらの方でやっている方も、素晴らしいベテランなので。

(原部会長)

ありがとうございます。特に見直しが必要とのご意見はなさそうですので、標準能率につきましても現行のままとすることにいたします。よろしいでしょうか。

(同意の意見あり)

(原部会長)

それでは検討結果であります。品目、工程、規格、標準能率についてはいずれも現行のままとすることとしまして、一応最終的な決定は次回の専門部会とします。

他にご意見など特にならなければ、本日の見直しの要否の検討はこれで終了いたします。よろしいでしょうか。

他事務局から何か、よろしいでしょうか。

(事務局 賃金室長)

それでは次回の会議の公開、非公開及び議事録の公開、非公開につきまして、お諮りいただければと思います。会議につきましては、青森地方労働審議会運営規程第7条の

準用規定による第5条により、原則公開となっておりますけれども、率直な意見の交換などに支障がある恐れのある場合は、部会長のご判断で非公開とすることはできることになってございます。

また議事録についても同様ですけれども、議事を非公開とする場合には、議事要旨を公開することとされております。次回以降の専門部会及び議事録の公開、非公開の取り扱いにつきましてご判断をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(原部会長)

次回以降の専門部会、また議事録については、原則公開とされていますが、率直な意見交換に支障が出る場合は非公開とすることができるということです。

議事録を非公開とする場合には、その議事要旨が公開されるということになります。これまでは金額審議が行われる場合には非公開という取り扱いがされてきておりますが、今回どのようにいたしましょうか。

(秋田谷委員)

労働者側としては、非公開という形でですね対応させてもらえるのであれば。

(原部会長)

労働側のご意見としては非公開ということですが委託者側としてはいかがでしょうか。

(小山田委員)

使用者側、委託者側ですかとしては、公開、非公開どちらでもということありますけど、今お話が非公開でというお話でございましたので、そこを尊重させていただきたいと思えます。

(菅委員)

ただその外部にその必要性、支障が出る場合というのは、どう説明するのか。別に反対じゃないですけど、ただ単に支障があるので非公開にするということですか。

(事務局 労働基準部長)

今までの整理としてはですね、その人数も少なくなった個別の話しをだいたい踏み込んでやるということを前提としておりますので、そういったことで個別の事業所の情報とか、そういうことをこの場でいうようなこともあるという前提で、支障があるという整理をされていると承知しています。

(秋田谷委員)

委託者側の方が企業の実際の委託額がこのぐらいで、うちはこのぐらいで受けているのかという話しが外部に出ると困るので、基本的には非公開なのかなという考え方を示

させていただいたということですので。どんなものなんでしょうか。

(小山田委員)

活発な意見交換できるように非公開でということ。

(原部会長)

ありがとうございます。それでは次回以降の専門部会、議事録は非公開とすることといたします。議事要旨が代わりに公開されるということになります。

それでは本日の審議はここまでとしますが、次回日程事務局でご確認のほどお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

本日の審議、どうもありがとうございました。机上に開催日程の案を置かせていただいております。本日を含めまして2回ないし3回の開催で結審いただく場合の日程案でございます。具体的な期日につきましては、皆さまのご都合を確認し、より多くの委員が出席可能な日を選び、既に文書でご案内をさせていただいておりますけれども、第2回につきましては、非常に日程が近接して申し訳なかったんですけれども、今週木曜日1月22日の10時を予定しております。この日程で開催したいと考えております。よろしくお願いいたします。

ここでどうしても決まらないということであれば、予備も一応設定をさせていただいておりますけれども、一応第2回は木曜日ということでございます。またこちらに発効予定日が書いてありますけれども、これはこれまで毎回5月1日ということで指定発効していたということで、仮に記載させていただいたというものでございますので、金額が決まった時点で改めて発効日については審議いただきたいと思います。以上でございます。

(原部会長)

ありがとうございます。開催日程につきましては、既に文書で案内もされておりますので、ご多忙のところ恐縮ですが、ご参集いただければと思います。その他事務局から特によろしいでしょうか。

(事務局 賃金室長)

本日は特にございません。

(原部会長)

かしこまりました。それでは本日の専門部会はこれにて閉会といたします。悪天候の中ご参集いただきまして、本当にありがとうございました。